

ドイツ連邦参議院、特許法等改正案を承認

2021年6月29日
JETRO デュッセルドルフ事務所

ドイツ連邦参議院（Bundesrat（上院に相当））は、2021年6月25日に、「①特許法等改正に係る特許法の簡素化・現代化のための法律案」及び「②ドイツ特許商標庁（DPMA）の業務範囲拡大及び特許費用法改正に関する法律案」を承認した旨、ウェブサイトにて公表した。本ウェブサイトによれば、今後、これらの法律は、大統領による署名を経て公布¹・施行される予定である、としている。

これらの法律の概要は、以下のとおりである。

① 特許法等改正に係る特許法の簡素化・現代化のための法律

（この法律（含：2.及び3.に関する規定）は、公布の翌日から施行する。ただし、一部の規定（例えば、1.及び4.に関する規定）は、公布の9月後から施行する。）

1. 民事裁判所での侵害訴訟と連邦特許裁判所での無効訴訟の同期

特許法第82条(3)に、無効訴訟の被告（特許権者）が訴状送達から2月以内（1月延長可）に反論を述べる旨を規定。また、特許法第83条(1)（特許無効の手續において連邦特許裁判所が、（当該特許権の有効性等の）その決定にとって特別に重要である局面等に関して、当事者に速やかに通知する旨の規定）に、当該通知が当該無効訴訟の被告への訴状送達から6月以内に侵害訴訟の裁判所にもなされるべきである旨等を追加。

2. 差止による救済規定の明確化

特許法第139条(1)（特許権侵害に対する差止請求権の規定）に、個別の事案の特段の事情及び信義則の要件により、排他的権利が正当化されない、侵害者又は第三者にとって不相応な困難が生ずる場合に限り、差止請求が排除される旨、また、そのような場合には被侵害者は相当の金銭的補償を受けなければならない、また、このことが同条(2)の損害賠償請求権には影響を及ぼさない旨を追加。

3. 営業秘密保護法の規定の特許訴訟への導入

特許法第145a条を追加。特許訴訟において、営業秘密保護法第16条から第20条（裁判

¹ 現時点で公布の日は不明。

手続における営業秘密の取り扱いに関する規定)を準用する旨、また、原告及び被告によって訴訟に持ち込まれる全ての情報は、営業秘密保護法第 16 条(1)の意味における係争対象の情報とみなされる旨規定。

4. PCT 国際特許出願のドイツ国内段階移行期間の変更

国際特許条約に関する法律の第 III 条第 4 項に規定される PCT 国際特許出願のドイツ国内段階への移行期間について、これまで出願日(優先日)から 30 月以内であったところ(欧州特許条約の規定に合わせ、) 31 月以内に変更。

② DPMA の業務範囲拡大及び特許費用法改定に関する法律

(この法律は、2022 年 1 月 1 日から施行する。ただし、以下の 2.(2)に関する規定は、2022 年 7 月 1 日から施行する。)

1. DPMA の業務範囲拡大

ドイツには、知的財産問題に関する情報提供及び広報活動、並びに、特に中小企業への知的財産制度の効果的な利用に関するアドバイス等を担当する中央官庁がない。これは、近年この分野で活発化している欧州・国際及び他国当局との中央連絡窓口がないことも意味する。

そこで、DPMA がドイツの中小企業や一般市民にイノベーション保護の可能性について情報を提供するとともに、その職務の範囲内で他国の知的財産庁や欧州・国際当局と効果的に協力するための法的基盤を構築する。

2. 特許費用法改定

(1) 無効手続の迅速化・合理化

連邦特許裁判所での無効手続について、SEPA(単一ユーロ決済圏)口座引落を利用した訴訟費用の支払に基づく訴状の送達を可能とすることにより、手続を迅速化・合理化する。

(2) 手数料の値上げ

1999 年以降にインフレにより発生した特許の更新手数料水準の低下(インフレにより手数料が実際には「安く」なっているため、イノベーション政策の舵取り機能を十分に果たせなくなっていること)等の問題を解決するために、約 20 年ぶりの手数料調整として手数料の値上げ(例えば、特許権の保護期間が最長の 20 年の場合の総費用は 13,170 ユーロから 14,160 ユーロへの 990 ユーロ増(7.5%増)、平均的な 12 年 10 か月の場合の総費用は 3,270 ユーロから 3,710 ユーロへの 440 ユーロ増(13%増))を行う。手数料の値上げの詳細は、以下の表などのおりである。

特許の年数	旧手数料 (ユーロ)	新手数料 (ユーロ)	手数料増加分 (ユーロ)	増加率
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
3	70	70	0	0
4	70	70	0	0
5	90	100	10	11
6	130	150	20	15
7	180	210	30	17
8	240	280	40	17
9	290	350	60	21
10	350	430	80	23
11	470	540	70	15
12	620	680	60	10
13	760	830	70	9
14	910	980	70	8
15	1,060	1,130	70	7
16	1,230	1,310	80	7
17	1,410	1,490	80	6
18	1,590	1,670	80	5
19	1,760	1,840	80	5
20	1,940	2,030	90	5
合計	13,170	14,160	990	

- ー ドイツ連邦参議院のウェブサイトについては、以下参照（ドイツ語） ー
- [Bundesrat billigt 84 Gesetze](#)
[517/21 Zweites Gesetz zur Vereinfachung und Modernisierung des Patentrechts](#)（法律①（TOP 34a））
[475/21 Gesetz über weitere Aufgaben des Deutschen Patent- und Markenamts und zur Änderung des Patentkostengesetzes](#)（法律②（TOP 34b））

- ー ドイツ特許法改正等に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 ー
- [ドイツ連邦議会、特許法等改正案を可決（2021年6月14日）（PDF）](#)
 - [ドイツ特許商標庁（DPMA）関連の動向（2020年の年次統計、並びに、業務範囲拡大及び特許費用改定に関する法律案（草案））（2021年3月15日）（PDF）](#)
 - [ドイツ連邦政府、特許法等改正案を閣議決定（2020年10月29日）（PDF）](#)
 - [ドイツ連邦司法・消費者保護省、特許法等改正に関する草案を公表（2020年9月16日）（PDF）](#)

（以上）